

戸籍等証明書発行時の本人確認について

戸籍や住民票等を申請するときに、窓口にお見えになった方が申請者本人であるかどうかを本人確認書類等で確認させていただくことが法律で定められています。

これは、自分の知らないうちに勝手に戸籍等が使われるなどの事件を未然に防止することを目的にしています。

お手数をおかけしますが、皆様の御理解と御協力をお願いします。

なお、確認に利用できる主な書類は、次のとおりです。

本人確認書類

1枚の書類で確認できるもの

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書、障害者手帳など**官公署が発行した顔写真付きの身分証明書**

2枚以上の書類で確認するもの

国民健康保険証、共済組合員証、社会保険証、障害者医療証、母子家庭等医療証、介護保険被保険者証、生活保護手帳、年金手帳、預金通帳など

書類がそろわない場合は、窓口にて聴き取り等で対応しますので御相談ください。

※ 住民票を同じ世帯以外の方が請求する場合は、委任状が必要な場合がありますので御注意ください。

マイナンバー制度について

平成27年10月5日から、国内に住所を有する全ての方に、12桁の個人番号（マイナンバー）が付番されました。

町においても、マイナンバーを記載した「通知カード」を転送不要書留郵便で世帯主宛てに郵送しました。

希望される方は、**写真付きの身分証明書として活用できる「マイナンバー（個人番号）カード」**の申請もできますので御活用ください。

また、平成28年1月からマイナンバー制度が本格的に運用開始されています。

役場での様々な申請手続きの際に**マイナンバーの提示**を求められる場面があります。

その際は、必ず「**通知カード**」か「**マイナンバーカード**」を役場に持参して、マイナンバーの申告ができるよう御協力をお願いします。

なお、マイナンバーカード等を**紛失された方**については、**再発行の手続きを有料で行うこともできます**ので、その際は窓口にお申し出ください。